

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、同条第 3 項の規定において準用する法第 5 条第 3 項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第 8 条第 2 項の規定により、この公告の日から 4 月以内に、市に意見書を提出することができます。

2018 年（平成 30 年）10 月 29 日

福山市長 枝 廣 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグひまわり三吉町五丁目店・TSUTAYA 三吉店

所在地 福山市三吉町五丁目 171 番 20 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) スーパードラッグひまわり三吉店・TSUTAYA 三吉店

(変更後) スーパードラッグひまわり三吉町五丁目店・TSUTAYA 三吉店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

3 変更の年月日

2018 年（平成 30 年）9 月 22 日

4 変更する理由

店舗名称及び小売業者の決定のため

5 届出年月日

2018 年（平成 30 年）10 月 15 日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）

(2) 縦覧期間

2018 年（平成 30 年）10 月 29 日から 2019 年（平成 31 年）3 月 1 日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2019 年（平成 31 年）3 月 1 日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課

別紙

(変更前)

小 売 業 者		住 所
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	
株式会社ププレひまわり	代表取締役 梶原秀樹	福山市西新涯町二丁目 10 番 11 号
株式会社モラブス	代表取締役 濱田展宏	福山市川口町四丁目 20 番 8 号
その他未定		

(変更後)

小 売 業 者		住 所
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	
株式会社ププレひまわり	代表取締役 梶原秀樹	福山市西新涯町二丁目 10 番 11 号
株式会社モラブス	代表取締役 濱田展宏	福山市川口町四丁目 20 番 8 号
<u>株式会社ソニア</u>	<u>代表取締役 高須正典</u>	<u>広島県尾道市東尾道 6 番 8 号</u>

※変更箇所は下線で表示